

年六月 拾八日ヨリ 九月末日マテノ分  
ヲ九月末日マテニ 拾月壹日ヨリ

翌年参月末日マテノ分ヲ参月末日マテニ株  
式會社日本勸業銀行臺北支店又ハ指定銀行  
ニ拂込ムヘシ

第五條 債務者ハ毎年年賦金ヲ貳分シ左ノ通  
リ株式會社日本勸業銀行台北支店又ハ指定  
銀行ニ拂込ムヘシ

一金壹百拾七円七拾參錢也 ハ 毎年 参 月末日迄  
一金壹百拾七円七拾參錢也 ハ 毎年 九 月末日迄

第六條 債務者 ハ 其ノ借入金ノ壹部若クハ全  
部ヲ期限前ニ償還セントスルトキハ拂戻高

臺北地方法院管内公證人役場  
ノ百分ノ壹ノ手數料ヲ支拂フヘシ

第七條 債務者ハ 左ノ場合ニ於テハ債權者ノ  
要求ニ從ヒ元利金ノ壹部若クハ全部ヲ即時  
辨濟スヘシ

一 第三者ヨリ抵當物若クハ債務者ノ財産ニ  
對シ差押假差押又ハ競賣ノ申立アリタル  
トキ

一 債權者ニ於テ其ノ債權ヲ侵害セラルヘキ  
行爲アリト認メタルトキ

一 本契約ヲ履行セサルトキ若クハ履行スル  
能ハサルトキ

一 法令ニヨリ期限ノ利益ヲ失フトキ